

別紙利用料金表

令和8年6月1日より

■特別養護老人ホームあじさいの郷■

※1 利用料金表 負担割合1の場合(それぞれの割合負担に応じて計算下さい)

単位:円

	利用料	個別機能 訓練加算	日常生活 継続支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	栄養マネジ メント強化加 算	居住費	食事費	合計 (1日当り)	合計 (30日当り)
要介護1	670	12	46	12	18	11	2,490	1,645	4,904	147,120
要介護2	740	12	46	12	18	11	2,490	1,645	4,974	149,220
要介護3	815	12	46	12	18	11	2,490	1,645	5,049	151,470
要介護4	886	12	46	12	18	11	2,490	1,645	5,120	153,600
要介護5	955	12	46	12	18	11	2,490	1,645	5,189	155,670

尚、上記金額には介護処遇改善加算(Ⅰ)、月単位の加算は含まれておりません。

以下の加算につきましては、1割負担での想定で計算されております。(それぞれの割合負担に応じて計算下さい)

利用料、各加算の合計数の為、加算の有無により加算料金変動します。

※2 新規入所の場合等、入所後30日間の初期加算

1. 加算料金	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

※3-1 機能訓練指導員による利用者に対する機能訓練加算

1. 加算料金	120円
2. うち、介護保険から給付される金額	108円
3. 自己負担額(1-2)	12円

※3-2 機能訓練指導員による利用者に対する有効な情報を活用と(LIFEの活用)(月) ※3-1と併算可能

1. 加算料金	200円
2. うち、介護保険から給付される金額	180円
3. 自己負担額(1-2)	20円

※3-3 機能訓練指導員による利用者に対する有効な情報を活用と(LIFEの活用)(月) ※3-1.3-2と併算可能

1. 加算料金	200円
2. うち、介護保険から給付される金額	180円
3. 自己負担額(1-2)	20円

※4 日常生活継続支援に対する加算

1. 加算料金	460円
2. うち、介護保険から給付される金額	414円
3. 自己負担額(1-2)	46円

※5 栄養マネジメント強化に対する加算(LIFEの活用)

1. 加算料金	110円
2. うち、介護保険から給付される金額	99円
3. 自己負担額(1-2)	11円

※6 経口移行に対する加算

1. 加算料金	280円
2. うち、介護保険から給付される金額	252円
3. 自己負担額(1-2)	28円

※7-1 経口維持Ⅰに対する加算(月)

1. 加算料金	4000円
2. うち、介護保険から給付される金額	3600円
3. 自己負担額(1-2)	400円

※7-2 経口維持Ⅱに対する加算(月)

1. 加算料金	1000円
2. うち、介護保険から給付される金額	900円
3. 自己負担額(1-2)	100円

※8 夜勤職員配置加算

1. サービス利用料金	180円
2. うち、介護保険から給付される金額	162円
3. 自己負担額(1-2)	18円

※9 介護支援専門員による退所前訪問相談援助加算・退所後訪問相談援助加算

1. 加算料金	4,600円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,140円
3. 自己負担額(1-2)	460円

※10 利用者が退所する際に、退所後の居宅介護サービス等に関する退所時相談援助加算

1. 加算料金	4,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,600円
3. 自己負担額(1-2)	400円

※11 利用者が退所に先立って、本人希望の居宅介護支援事業者にて情報提供を実施する退所前連携加算

1. 加算料金	5,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,500円
3. 自己負担額(1－2)	500円

※12 利用者が6日以内の外泊や入院された場合の利用料金

1. サービス利用料金	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額(1－2)	246円

※13-1 看護職員の配置に関する加算(Ⅱ)

1. サービス利用料金	80円
2. うち、介護保険から給付される金額	72円
3. 自己負担額(1－2)	8円

※13-2 看護職員の配置に関する加算(Ⅰ)

1. サービス利用料金	40円
2. うち、介護保険から給付される金額	36円
3. 自己負担額(1－2)	4円

<看取り介護加算>

※14-1 施設内による死亡日前31日から45日以下において看取りが実施された場合の加算(死亡日から遡り)

1. サービス利用料金	720円
2. うち、介護保険から給付される金額	648円
3. 自己負担額(1－2)	72円

※14-2 施設内による死亡日前4日から30日以下において看取りが実施された場合の加算(死亡日から遡り)

1. サービス利用料金	1440円
2. うち、介護保険から給付される金額	1296円
3. 自己負担額(1－2)	144円

※14-3 施設内による死亡日前2日・3日における看取りが実施された場合の加算(死亡日から遡り) 看護体制により異なる

1. サービス利用料金	7,800円	6,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,020円	6,120円
3. 自己負担額(1－2)	780円	680円

※14-4 施設内による死亡日看取りが実施された場合の加算(死亡日算定)

看護体制により異なる

1. サービス利用料金	15,800円	12,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	14,220円	11,520円
3. 自己負担額(1－2)	1,580円	1,280円

※15 利用者が在宅復帰にむけての相談・支援を行った期間にかかる加算

1. サービス利用料金	100円
2. うち、介護保険から給付される金額	90円
3. 自己負担額(1－2)	10円

※16 若年性認知症入所者受入れ加算

1. サービス利用料金	1,200円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,080円
3. 自己負担額(1－2)	120円

※17 療養食に対する加算(1食につき1日3食までが限度)

1. 加算料金	60円
2. うち、介護保険から給付される金額	54円
3. 自己負担額(1－2)	6円

※19 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間)

1. 加算料金	2000円
2. うち、介護保険から給付される金額	1800円
3. 自己負担額(1-2)	200円

※20 食事費として下記の金額(1日当り)をご負担いただきます。

・利用者負担第1段階の負担限度額	300円
・利用者負担第2段階の負担限度額	390円
・利用者負担第3段階①の負担限度額	680円
・利用者負担第3段階②の負担限度額	1,420円
・上記以外の利用者	1,645円

※21 預り金管理サービスをご利用される場合は、1ヶ月当り1,000円の利用料金をご負担 いただきます。

※22 理髪サービス

・調髪:2,100円	・顔剃り:500円	・顔剃りのみ:1,000円
------------	-----------	---------------

※23 居住費として下記の金額(1日分)をご負担いただきます。

・利用者負担第1段階の負担限度額	880円
・利用者負担第2段階の負担限度額	880円
・利用者負担第3段階①負担限度額	1,370円
・利用者負担第3段階②負担限度額	※1,470円
・上記以外の利用者	2,490円

※24 契約終了日から居室が明渡された日までの期間に係る料金(1日当り)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	7510円	8190円	8920円	9610円	10280円
居住費	2,490円				
合計	10,000円	10,680円	11,410円	12,100円	12,770円

* ご利用者が要介護認定で、自立または要支援1・2と認定された場合の基本料金 7510円

※25 入院、外泊等の期間中は下記表(1日当り)の利用料金をご負担いただきます。

負担限度額	室料相当料(1日当り)
第2段階	880円
第3段階①	1,370円 ※1,370円(令和8年8月より)
第3段階②	1,370円 ※1,470円(令和8年8月より)
第4段階	2,490円

※26-1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上等占めている

1. サービス利用料金	220円
2. うち、介護保険から給付される金額	198円
3. 自己負担額(1-2)	22円

※26-2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上占めている

1. サービス利用料金	180円
2. うち、介護保険から給付される金額	162円
3. 自己負担額(1-2)	18円

※26-3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上等占めている

1. サービス利用料金	60円
2. うち、介護保険から給付される金額	54円
3. 自己負担額(1-2)	6円

注※26につきましては、※4日常生活継続支援加算の算定している場合は算定できない。又、※26を算定する場合は、※26(1-3)のいずれかの加算とする。

※27-1 配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)

施設の求めに応じ、医師が施設へ訪問(早朝:6時～8時、夜間18時～22時)し診察を実施した場合

1. 加算料金	6,500円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,850円
3. 自己負担額(1-2)	650円

※27-2 配置医師緊急時対応加算(深夜)

施設の求めに応じ、医師が施設へ訪問(深夜22時～翌朝6時)し診察を実施した場合

1. 加算料金	13,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	11,700円
3. 自己負担額(1-2)	1,300円

※27-3 配置医師緊急時対応加算(通常勤務時間外)

施設の求めに応じ、医師が施設へ訪問(通常勤務時間外)し診察を実施した場合

1. 加算料金	3,250円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,925円
3. 自己負担額(1-2)	325円

※28 口腔衛生管理加算 1月につき

歯科衛生士がご利用者に対し、月2回以上口腔ケアを行ったことに対する評価加算

1. 加算料金	900円
2. うち、介護保険から給付される金額	810円
3. 自己負担額(1-2)	90円

※28-1 口腔衛生管理加算 1月につき

歯科衛生士がご利用者に対し、月2回以上口腔ケアを行い、LIFEの活用・評価加算

1. 加算料金	1,100円
2. うち、介護保険から給付される金額	990円
3. 自己負担額(1-2)	110円

※29 自立支援促進加算 1月につき

医学的評価により可能な自立が可能な支援を行う評価加算(LIFEの活用)

1. 加算料金	2,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,520円
3. 自己負担額(1-2)	280円

※30-1 褥瘡マネジメント加算 1月につき

利用者の褥瘡発生としない為の計画や体制への取り組みによる場合(LIFEの活用)

1. 加算料金	30円
2. うち、介護保険から給付される金額	27円
3. 自己負担額(1-2)	3円

※30-2 褥瘡マネジメント加算 1月につき (LIFEの活用)

利用者の褥瘡発生としない為の計画や体制への取り組みにより褥瘡者が発生しない場合

1. 加算料金	130円
2. うち、介護保険から給付される金額	117円
3. 自己負担額(1-2)	13円

※31-1 排せつ支援加算(Ⅰ) 1月につき(LIFEの活用)

排泄に介助を要する方で、排泄において要介護状態を軽減するための支援の実施をした場合による評価加算

1. 加算料金	100円
2. うち、介護保険から給付される金額	90円
3. 自己負担額(1-2)	10円

※31-2 排せつ支援加算(Ⅱ) 1月につき(LIFEの活用)

排泄に介助を要する方で、排泄において要介護状態を軽減するための支援により改善或いは悪化防止した場合による評価加算

1. 加算料金	150円
2. うち、介護保険から給付される金額	135円
3. 自己負担額(1-2)	15円

※31-3 排せつ支援加算(Ⅲ) 1月につき(LIFEの活用)

排泄に介助を要する方で、排泄において要介護状態を軽減するための支援の実施し大幅に改善した場合による評価加算

1. 加算料金	200円
2. うち、介護保険から給付される金額	180円
3. 自己負担額(1-2)	20円

※32 生活機能向上連携加算 1月につき

外部リハビリテーション事情所の医師や理学療法士などと連携を図り、支援を行った場合

個別機能訓練加算を算定していない場合

1. 加算料金	2,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,800円
3. 自己負担額(1-2)	200円

個別機能訓練加算を算定している場合

1. 加算料金	1,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	900円
3. 自己負担額(1-2)	100円

※33 在宅サービス利用加算

ご利用者が外泊した際(初日、帰園日は除く)、施設などにより提供される在宅サービスを利用した場合

1. 加算料金	5,600円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,040円
3. 自己負担額(1-2)	560円

注:一カ月6日が限度となる

※34-1 障害者生活支援体制加算 (1)

障害者を多く受け入れしている体制加算

1. 加算料金	260円
2. うち、介護保険から給付される金額	234円
3. 自己負担額(1-2)	26円

※34-2 障害者生活支援体制加算 (2)

障害者を多く受け入れ体制に関する加算

1. 加算料金	410円
2. うち、介護保険から給付される金額	369円
3. 自己負担額(1-2)	41円

※35 再入所時栄養連携加算

ご利用者が入院し、食事における栄養管理が必要な状態に対して新たに連携を行った場合

1. 加算料金	2,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,800円
3. 自己負担額(1-2)	200円

※36 認知症専門ケア加算 I・II

認知症介護に係る専門的な研修修了者の人数に応じて算定となる加算

(I)

1. 加算料金	30円
2. うち、介護保険から給付される金額	27円
3. 自己負担額(1-2)	3円

(II)

1. 加算料金	40円
2. うち、介護保険から給付される金額	36円
3. 自己負担額(1-2)	4円

※37-1 科学的介護推進体制加算 (I) 1月につき(LIFEの活用)

(I)

1. 加算料金	400円
2. うち、介護保険から給付される金額	360円
3. 自己負担額(1-2)	40円

※37-2 科学的介護推進体制加算 (II) 1月につき(LIFEの活用)

(II)

1. 加算料金	500円
2. うち、介護保険から給付される金額	450円
3. 自己負担額(1-2)	50円

※38 安全対策体制加算(入所時1回のみ)

1. 加算料金	200円
2. うち、介護保険から給付される金額	180円
3. 自己負担額(1-2)	20円

※39-1 ADL維持等加算 (I) 1月につき(LIFEの活用)

1. 加算料金	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

※39-2 ADL維持等加算 (II) 1月につき(LIFEの活用)

1. 加算料金	600円
2. うち、介護保険から給付される金額	540円
3. 自己負担額(1-2)	60円

※40 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

1. 加算料金	利用料、各加算を加えた総額数×17.6%
2. うち、介護保険から給付される金額	上記の9割
3. 自己負担額(1-2)	加算料金の1割

※41 退所時栄養情報連携加算 1月につき

入退院における特別食や低栄養状態により関係機関に対して栄養管理に関する情報提供

1. 加算料金	700円
2. うち、介護保険から給付される金額	630円
3. 自己負担額(1-2)	70円

※42-1 協力医療機関連携加算(Ⅰ) 1月につき

協力医療機関との診療を行う体制を確保、入院の受け入れに関する連携

令和7年度より

1. 加算料金	500円
2. うち、介護保険から給付される金額	450円
3. 自己負担額(1-2)	50円

※42-2 協力医療機関連携加算(Ⅱ)

※42-1以外協力医療機関との連携を実施している

1. 加算料金	50円
2. うち、介護保険から給付される金額	45円
3. 自己負担額(1-2)	5円

※43-1 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 1月につき

認知症ケアにおける取組の評価

1. 加算料金	1500円
2. うち、介護保険から給付される金額	1350円
3. 自己負担額(1-2)	150円

※43-2 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 1月につき

認知症ケアにおける取組の評価

1. 加算料金	1200円
2. うち、介護保険から給付される金額	1180円
3. 自己負担額(1-2)	120円

※44-1 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 1月につき

1. 加算料金	100円
2. うち、介護保険から給付される金額	90円
3. 自己負担額(1-2)	10円

※44-2 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 1月につき

1. 加算料金	50円
2. うち、介護保険から給付される金額	45円
3. 自己負担額(1-2)	5円

※45 新興感染症等施設療養費 月1回 連続する5日を限度

1. 加算料金	2400円
2. うち、介護保険から給付される金額	2160円
3. 自己負担額(1-2)	240円

※46-1 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 1月につき

1. 加算料金	1000円
2. うち、介護保険から給付される金額	900円
3. 自己負担額(1-2)	100円

※46-2 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月につき

1. 加算料金	100円
2. うち、介護保険から給付される金額	90円
3. 自己負担額(1-2)	10円

※47 退所時情報提供加算(1回が限度として)

医療機関に入院する場合において、医療機関に対し入居者の心身状況、生活歴など情報を提供した場合

1. 加算料金	2500円
2. うち、介護保険から給付される金額	2250円
3. 自己負担額(1-2)	250円